

寝屋川市新型コロナウイルス感染症対策における

『高齢者・障害者施設運営に関するガイドライン』

寝屋川市新型コロナウイルス感染症対策

プロジェクト・チーム

令和2年11月

はじめに

「新型コロナウイルス感染症」に関しては、6月下旬以降の全国的な感染拡大は減少に転じたものの、11月に入り感染者数が急速に増加しており第3波の到来が指摘されています。冬季に向かいインフルエンザとの同時流行も想定した予防策も検討する必要があります。

大阪府内では、これまでに33の高齢者・障害者施設（以下「施設等」といいます）でクラスターが確認されており1施設当たり平均19人の感染者が発生しています。施設等においては、この新型コロナウイルス感染症に対する対策を十分に講じた上で、「新しい生活様式」を踏まえ、入所者及び利用者（以下「利用者」といいます）の命、健康を守りながら、運営を進めていかなければなりません。

各施設におかれましては国等の通知を元に感染防止に取り組んでいただいているところですが、今回、寝屋川市では特に注意していただきたいポイントについて、新型コロナウイルスを「施設外部から持ち込まない視点」及び「施設内部で広げない視点」を取り入れた「寝屋川市新型コロナウイルス感染症対策における『高齢者・障害者施設運営に関するガイドライン』」を作成いたしました。

各施設等においては、本ガイドラインに示した内容を参考に、入所者等の状況や地域の実情等に応じた「新しい生活様式」を踏まえた取組を検討し、進めていただきますことをお願いします。またガイドラインに示す内容について職員・利用者等への周知方も併せてお願いします。

今後、新型コロナウイルス感染症の感染状況等に対応して、内容を見直すことがあります。感染状況等については、市ホームページやメールねやがわでの情報確認をお願いします。

## 1・取り組むべきポイント

新型コロナウイルスの感染を防ぐために「飛沫感染の防止」への取り組みとして、マスクの着用、ソーシャルディスタンスの確保が広く進められています。さらに施設等においては身体接触による感染、特に「手指を介した感染の防止」の取り組みが重要です。

特に、施設等の利用者は年齢特性や基礎疾患を有する人も多く、新型コロナウイルスに感染すれば重症化するリスクが高いため、集団生活によりクラスターを形成する可能性が極めて高いと言えます。このため新型コロナウイルスを「施設外部から持ち込まない」「施設内部で広げない」ための、環境整備と感染防止策の徹底が重要となります。施設における感染予防策としては、医療機関等で広く取り入れられている『標準予防策※』の視点で、「全ての人（介護者・利用者）の飛沫、手指（及び体表面）に新型コロナウイルスが存在すると考えて行動すること」が重要です。

### ★ 施設で感染者が発生したら・・・

- 感染者本人は保健所から入院等の指示があります。
- 症状が出る 2 日前からの行動履歴を確認して濃厚接触者を特定します。  
⇒他の事業所を併用している場合は、利用先でも行動履歴の確認が必要です。
- 濃厚接触者は PCR 検査を受けます。陰性であっても 2 週間の自宅待機となりその間勤務することはできません。

施設での感染者発生は、入所型・通所型を問わず、その施設だけにとどまらず関連する複数の事業所にも影響します。また、濃厚接触者が複数出た場合でも、2 週間の自宅待機期間が必要なため従業員不足によりサービス提供が困難となるリスクがあります。特に通所型施設では、職員だけでなく利用者やその家族にも協力していただく必要があるため、感染防止策の周知を図ってください。

以下、施設等で職員及び利用者等が留意すべき事項を提示します。

#### ※ 標準予防策

全ての人（血液、体液、汗を除く分泌物、排泄物、粘膜、損傷のある皮膚は、感染性があると考えて対応すること。  
（CDC:アメリカ疾病対策センター）

## 2・施設外部から持ち込まないための取り組み

コロナウイルス感染に関しては、「職員によるウイルス持ち込み」のリスクが1番高い状況にあり、再度、職員への感染防止対策の周知徹底をお願いします。

また、職員以外にも出入りする外部事業者や面会者、通所者への周知も併せてお願いします。

- ① 検温・・・毎日、起床時に検温を行い発熱している場合は出勤しないようにしてください。また、著しい倦怠感や咳嗽等の症状がある場合も自宅休養に努めてください。
- ② マスク着用・・・通勤の際はマスクの着用を徹底し、できるだけ三密を避け身体にウイルスが付着しないように心がけてください。
- ③ 手洗い・更衣・・・職場に到着したらまず手を洗い、通勤着から勤務着に着替える事で外部からウイルスを持ち込まないように努めてください。
- ④ 外部事業者・・・検温、マスク着用等感染対策を徹底し、できるだけ建物内への立ち入り機会を少なくするよう努めてください。
- ⑤ 家族等の面会・・・利用者のQOLを考慮し、リモートの活用を含む十分な感染対策の上で実施してください。

※ 感染防止のため「大阪中心部での飲食や大勢での会食」は控えてください。

職員だけでなくご家族の協力もよろしくをお願いします。

## 3・施設内部で広げないための取り組み

施設内部で感染を広げないためには、飛沫感染対策だけでなく手指を介した感染の対策が鍵となります。そのために特に重要なポイントは「手洗いの徹底」「个人防护具の活用」「環境整備」の3点です。

### 【手洗いの徹底】

- ① 正しい手洗い・・・普段行っている手洗いが感染防止に有効なものとなっているかどうか、別紙1「手洗いチェックシート」を活用し、職員が相互に手洗いチェックを行って下さい。（ドラマで手術前にドクターが手を洗

うイメージ)

- ② 1介護1手洗い・・・手指感染防止の基本は1介護1手洗いですが、何人も続けて介護する場合など手洗いが出来ない場合は、使い捨て手袋の活用やアルコールジェル等による手指消毒を併用してください。
- ③ 液体せっけん・・・固形石鹸を介した感染を防止します。
- ④ ペーパータオル・・・手拭き用タオルを介して手に付いたウイルスが広がるのを防止します。
- ⑤ 壁掛け式フォルダー・・・ペーパータオルを水平に設置していると、手に付いた水滴がペーパータオルに落ちて汚染する場合があるため、壁掛け式のペーパータオルホルダーを活用してください。
- ⑥ 手荒れ防止・・・手が荒れると皮膚表面に雑菌が繁殖しやすくなります。冬場は特に手荒れがひどくなりやすいため、衛生管理の一環として普段から保湿クリーム等を活用し手荒れ防止に努めてください。

【個人防護具の活用】(別冊「手指衛生・個人防護具の使い方」参照)

- ① マスク・・・常時着用を原則としてください。
- ② フェイスシールド・・・食事介助等、直接飛沫を浴びる危険性がある場合には、フェイスシールドを併用してください。
- ③ 使い捨て手袋・・・身体接触を伴う介護は感染の機会となりやすいため、使い捨て手袋を活用してください。手洗い同様に、一人介護する毎に手袋を取り換えてください。

★ 連続して介護する場合は「二重手袋」をお勧めします。(添付資料)

- まず、内側にフィット性の高いラテックスグローブを装着します。
- 外側に、プラスチックグローブを装着します。
- 一人介護する毎に外側のプラスチックグローブを交換することで、より安全に、素早く介護を行う事が可能です。

- ④ 個人防護具の外し方・・・正しい手技で行わなければ、防護具表面のウイルスが手に付着して、感染を広げることになります。個人防護具を外す時

は、外側に直接手が触れないように注意し防護具の外側を中に巻き込むようにして外してください。

- ⑤ 蓋つきごみ箱・・・使用後の防護具からウイルスが飛散して感染源にならないために、使用後は直ちにビニール袋に密閉するか蓋つきのごみ箱に廃棄してください。

### 【環境整備】

- ① 換気と加湿・・・冬場は換気が不十分になりやすいため、時間を決めて窓を開けるか換気扇や空気清浄機を活用してください。また、空気が乾燥するとウイルスの空気中への滞留時間が長くなるため、加湿器を活用するなどして空気の乾燥を防いでください。
- ② 利用者同士の接触・・・同じ空間に多くの利用者を集めた支援は控える、アクリル板の活用や配席の工夫など利用者同士が接触する事による感染リスクの低減を図ってください。

#### ★ 最も危険な食事場面

食事の時は必ずマスクを外します。飛沫感染のリスクが最も高くなる食事の時は特に飛沫対策を徹底してください。

- 職員・・・時間を分ける、食事中の会話禁止、対面で座らない。
- 利用者・・・見守り介助が必要な場合はアクリル板を設置。
- 食事介助・・・一人ずつ、側方から介助する。

- ③ 清掃・・・新型コロナウイルスに有効な洗剤や消毒剤を使用して、みんなが触る場所を1日1回清掃してください。

(よく手を触れる場所の例)

- 手すり      • ドアノブ      • スイッチ
- 水道の蛇口   • ベッド柵      • 床頭台
- ベッドコントローラー      • ナースコール
- 電話機      • PC 周辺機器
- テーブル      • イス

#### ※ 清掃場所の決定

筋力が弱い方は、立ち上がりの際テーブルの縁やイスの背を掴むなど意外な場所に手が触れています。清掃する場所の決定は、実際に手が触れている場所を確認しながら行ってください。

- ④使いやすい配置・・・手袋等の個人防護具、手洗い設備やペーパータオル、消毒剤等、使用する頻度が高い物品は、よく使う場所、施設内の複数の場所に配置し、必要な時にすぐに使用できることが感染防止策を確実に実施するカギとなります。

※ 職員間の感染拡大リスクを回避するために、複数の施設やユニット間の職員の移動を避けて下さい。

#### 4・その他の取り組み

- ① 衛生管理物品の配布・・・手指を介した感染の防止を中心として、感染防止に必要な物品を市から配布します。
- 使い捨て手袋2種（ラテックス製、プラスチック製）
  - ペーパータオル、壁掛け式ペーパータオルホルダー
  - フェイスシールド
  - アルコール消毒液
- ② 各種補助金
- 衛生用品等購入費用の補助（介護・障害）・・・マスク、アルコール消毒液等の購入費用を補助します。介護施設等は大阪府、障害福祉施設は寝屋川市に申請してください。
  - サービス継続支援事業（介護・障害）・・・新型コロナウイルス感染防止のため
  - その他補助金・・・放課後等デイサービス支援事業（障害）、就労系障害福祉サービス等の機能強化事業（障害）など様々な補助があります。詳細は市から各施設にお送りしている案内通知をご確認ください。
- ③ 職員派遣支援事業（特別養護老人ホーム）・・・職員が新型コロナウイルスに感染した場合に、市内施設が相互に職員を派遣しサービス提供の継続を支援します。